

葦 総 第 1 0 1 5 号
令和5年11月24日

地区長・組長 各位

葦 崎 市 長 内 藤 久 夫
(公印省略)

火災予防及び救急電話相談窓口開設に係る広報の組回覧について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、峡北広域行政事務組合消防本部葦崎消防署から「不法焼却の注意喚起」と「救急電話相談窓口#7119」について、市民の皆様へ周知依頼がありました。

つきましては、ご多用なところ恐縮に存じますが、組回覧により周知していただけますようお願いいたします。

◎問い合わせ先

総務課 危機管理担当

TEL：22-1111（内線339・399）

Mail：soumu@city.nirasaki.lg.jp

◎チラシの内容について

峡北広域行政事務組合消防本部葦崎消防署

TEL：23-1499

回覧



峡北消防本部

ごみの野焼きはやめましょう！

火災の出火原因の多くは「不法焼却(野焼き)」によるもので、中には建物火災や林野火災に延焼拡大したこともあります。

廃棄物(ごみ)を野外で焼却すると、多量の煙や悪臭により、近隣住民間でトラブルや、生活環境の悪化を招くだけではなく、大気汚染の原因の一つとなることから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

家庭から出るごみについては、燃えるごみ等として各市で定められた方法で適切に処理するようお願いします。



例外として認められている焼却(野焼き)とは・・・

1. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：畑の剪定枝や稲わら、田畑の畔草や伐採した枝木の焼却
2. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：どんど焼き等の行事における門松等を焚く行事
3. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：落ち葉焚きやキャンプファイヤー

*** 例外として認められている焼却(野焼き)をする場合、消防署に「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生する恐れのある行為」の届出が必要です。なお、この届出は焼却(野焼き)を許可するものではありません。**

問い合わせ先

葦崎消防署	0551-23-1499	北杜消防署	0551-32-2508
須玉分署	0551-42-2449	高根分署	0551-47-2099
白州分署	0551-35-2155	小淵沢分署	0551-36-3311
双葉分署	0551-28-0119		

韮崎市・北杜市

のみなさまへ

2023年(令和5年)

10月2日(月)

18時から

始まりました



急な病気やけがで迷った時は、ココに相談！

救急電話相談窓口

#7119

救急安心センターやまなし

24時間

365日

(シャープ)

IP電話・ダイヤル回線の場合は **055-223-1418**



緊急・重症の時は

迷わず
すぐに

119番



休日や夜間に診療できる医療機関をお探しの場合は、以下にご相談ください

峡北消防本部 0551-22-0119

〒407-0024 山梨県韮崎市本町四丁目8-36

夜間休日の病院照会 0551-22-8181

※自動音声でのご案内となります



お問い合わせ先 山梨県防災局 消防保安課 055-223-1430